

令和4年 第12回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年12月9日(金)										
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室										
開議	午前11時00分～午前11時20分										
応招委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">1番 小椋 清美</td> <td style="width:50%; border:none;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">3番 難波 基訓</td> <td style="border:none;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">4番 柳井 正信</td> <td style="border:none;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">5番 正影 博一</td> <td style="border:none;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">6番 河中 司</td> <td></td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	3番 難波 基訓	8番 北山 政士	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之										
3番 難波 基訓	8番 北山 政士										
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司										
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔										
6番 河中 司											
不応招委員	9番 近藤 克己										
出席委員数	9名										
欠席委員数	1名										
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己 (産業観光課 課長) 課長補佐 角田 貴之 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)										

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第12号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第56号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について
日程第6	議案第57号 非農地証明願について
日程第7	議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	1番 小椋 清美 3番 難波 基訓

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、10名のうち9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第12回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、1番 小椋 清美 委員、3番 難波 基訓 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の67番から76番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>説明の前に、議案の差し替えの方を説明させていただきます。</p> <p>第4条でございますが、4条の案件、10ページ、11ページ、前回お配りしていたものはついていたと思います。</p> <p>番号12番、13番につきまして、図面の補正を指示しておりましたが、昨日まで補正図面の提出がなかったため、取り下げとさせていただいておりますので、すべて差し替えてお配りをさせていただいております。</p> <p>ご了承いただけたらと思います。</p> <p>それでは、令和4年第12回12月農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告、第12号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。</p> <p>番号67 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 496㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号68 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 517㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号69 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、3, 611㎡、他計5筆、7, 653㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号70 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、357㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号71 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、715</p>

m²、合意解約によるものです。

3ページをご覧ください。

番号72 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 162 m²、他計6筆、5, 645 m²、合意解約によるものです。

番号73 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 162 m²、他計6筆、5, 645 m²、合意解約によるものです。

番号74 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 356 m²、合意解約によるものです。

番号75 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、2, 356 m²、合意解約によるものです。

4ページをご覧ください。

番号76 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、932 m²、他計2筆、1, 565 m²、合意解約によるものです。

以上、10件でございます。

会長 川口

これをもって、報告を終わります。

日程第4 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の54番から60番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案5ページをお開きください。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

番号54 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、794 m²、他計5筆、2, 796 m²、譲受人の耕作面積は、13, 168 m²、通作距離は2.0 km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

番号55 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、2,022 m²、譲受人の耕作面積は9,960 m²、通作距離は0.5 km、大型農機具として、いずれもリースによるものですが、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台、贈与によるものです。

番号56 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、2,517 m²、譲受人の耕作面積は3,920 m²、通作距離は2.4 km、大型農機具として、いずれもリースですが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

6ページをお開きください。

番号57 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1,162 m²、他計15筆、7,756 m²、譲受人の耕作面積は7,756 m²、

通作距離は50.0km、大型農機具はございません、売買によるものです。

番号58 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、932㎡、他計2筆、1,565㎡、譲受人の耕作面積は32,757㎡、通作距離は1.0km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

7ページをご覧ください。

番号59 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、783㎡、譲受人の耕作面積は12,083㎡、通作距離は0.1km、大型農機具として、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

番号60 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、3,239㎡、他計3筆、9,270㎡、譲受人の耕作面積は13,913㎡、通作距離は0.7km、大型農機具として、いずれもリースですが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、売買によるものです。

以上、7件です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑無しと認めます。

お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって議案55号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。

日程第5 議案第56号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、この議案の3番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小

議案8ページをご覧ください。

議案第56号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、でございます。

番号3 申請者及び空き家、農地の所有者は、●●、空き家の所在地は●●、土地の所在は、●●、畑、247㎡、他計3筆、759㎡

会長 川口

以上、1件になります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について、追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います、質疑はありませんか。

(発言なし)

質疑無しと認めます。

おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議無しと認めます。よって、議案第56号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定についての件は承認することに決定しました。

日程第6 議案第57号、非農地証明願について、この議案の22番、23番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案9ページをご覧ください。

議案第57 非農地証明願について、でございます。

番号22 申請人、●●、土地の所在は、●●、田、1,578㎡、他計7筆、9,316㎡、現況内容はいずれも原野で、申請理由は、40年以上前から耕作しておらず、荒廃しており、農地として使用できないため。

番号23 申請人、●●、土地の所在は、●●、田、9.91㎡、他計5筆、1,300.91㎡、現況内容は公衆用道路および山林で、申請理由は、40年以上前に植林し、山林になっており、耕作しておらず、農地として使用できないため。また、●●番地は国土調査時に、現地確認不能地で、道路敷となっており、農地として使用できないため、でございます。

以上、2件でございます。

去る11月29日、非農地証明事務要領によります現地確認のため、役員で協議頂きました。今回の議案につきましては事務局から用意した航空写真、現地現況写真をご覧いただき、明らかに要領により要件を満たすものとして、非農地として報告させていただきます。以上です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

委員	<p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第57号 非農地証明願については承認することに決定します。</p> <p>日程第7 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についての議案の11番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案10ページをご覧ください。</p> <p>議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号11 申請人、●●、土地の所在は、●●、畑、19㎡、転用計画の用途及び事由は、墓地、墓地が住居と離れており、管理が困難なため、住居付近に墓地を移設する、期間は永年、施設の概要は墓地、19㎡、資金計画は●●、備考としまして、第二種農地、●●区長の承諾を得られております。</p> <p>以上、1件です。</p>
会長 川口	<p>本件は農地区会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地区会長 8番 北山委員。</p>
北山委員	<p>この件につきまして、農地区会の方で先程確認に行っていました。別に問題ないということで、全員一致で承認をいたしております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についての件</p>

<p>事務局長 小椋</p>	<p>は承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> <p>議案12ページをご覧ください。</p> <p>議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>利用権の設定です。</p> <p>新規27件、42,559㎡、更新14件、21,463㎡、合計41筆、64,022㎡、以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 その他について、何か協議事項はありませんか。</p> <p>以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。</p> <p>会議を閉会します。</p> <p>それにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。</p> <p>これにて、令和4年第12回鏡野町農業委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。(散会)</p>